

第43回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成30年11月16日)

開催日及び場所			平成30年9月20日(木曜日) 農林水産省第2特別会議室		
委員			戸塚 輝夫(公認会計士) 江坂 春彦(弁護士) 榊田 みどり(農業ジャーナリスト)		
審議対象期間			平成30年4月1日～平成30年6月30日		
審議対象案件			409件のうち、1者応札案件 125件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 12件		
抽出案件			10件のうち、1者応札案件 8件 (抽出率2%) (抽出率6%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 6件 (抽出率50%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	業務	一般競争		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型プロポーザル		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型プロポーザル		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約		0件のうち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件

抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	5 件 うち、1 者応札案件 4 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3 件
		指名競争	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約（企画競争・公募）	4 件 うち、1 者応札案件 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2 件
		随意契約（その他）	1 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		(詳細に記述すること。) 別紙のとおり	(詳細に記述すること。) 別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]		特になし	

事務局：大臣官房予算課会計指導班

（注1）必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

（注2）公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

第43回入札等監視委員会
委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
物役・競 217 平成 30 年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業における実証研究及び社会実装の進行管理調査等に係る業務委託事業	
説明会に来た方が2者ということで、公告としては掲示板とホームページとメールマガジンでやっているということですが、このメールマガジンというのはどういう方が登録されていて、どのような告知をしているのか、教えていただけますか。	調達情報のメールマガジンですけれども、こちらは競争参加資格登録されている業者さんなどを対象に、農水省のメールマガジンの登録というのがございまして、そちらに登録されますと、入札の公告などの案件情報が逐一メールでお知らせされるような仕組みとなっています。こちらを広く活用して、入札に際して複数応札を多くしていくというような取組をしています。
仕様書も送っているのでしょうか。	仕様書は送っておりません。公告した案件名や問い合わせ先といった情報をお知らせする仕組みです。
参加条件の明確化をしてもらいたいという要望が出ていますよね。これが具体的にどういう話だったか、少し教えていただけますでしょうか。	この事業でございすけれども、実証研究等を実施する際に、研究機関だけではコンソーシアムというものの運営が大変になりますので、コンサルのような会社をグループの中に入れてもよいという形にさせていただいています。そのコンサル的な会社として参加されていた方が、うちが応募してもよいかという質問がお電話でありました。
単独ででしょうか。	単独です。管理される側とする側が同じになってしまうけれど、いいのかというようなお問い合わせがお電話でありまして、こちらにつきましては利益相反ではないのかというお話でした。お電話でいただきましたので、お電話でお返事させていただいたのですが、アンケートをとりましたところ、そのアンケートの中でその会社さんから本当は文書で返事がもらいたかったというようなお返事をいただきました。ですので、今後は文書でお問い合わせ等してくだ

	さいというような形にさせていただきました、回答は公開するという形にしていきたいと思います。
仕様書ですが、1ページ、2ページ目あたりがその本体になるような仕様内容だと思うのですが、研究成果とか先端技術とか極めて抽象的であると感じます。これをもとに、入札をされる業者は、提案書を出されていると思いますけれども、これとは別にもうちょっと具体的な、何か資料というのがあるのですか。	これに先立ちまして、実証研究、あるいは社会実装の分野で、こういう研究をしてください、あるいはこうした技術を普及してくださいといった事業の公募をしています。それらのマネジメントをしてくださいという事業でございますので、何をマネジメントするかというものについては、その先行する事業の内容を見てくださいという形になります。
その先行する事業というのは、この入札とか、あるいは入札のための広報をした時点で、皆さんは周知の内容なのでしょうか。	本事業のホームページの中では、同じページの中に掲載させていただいております。
そのホームページの中に、こういう技術が成果としてあるから、こういうものを使った上で提案をしてくださいというふうになっているわけですね。	それはまた別途掲載させていただいていくところです。
もし入札するのであれば、それを見ながら入札するかどうか判断されるということでしょうか。	どういった分野の専門家が求められているのかは、それを見ればわかると思います。
物役・随128 平成30年度高度先端型技術実装促進事業のうち社会実装モデルの構築委託事業	
2つ伺いたいことがあります。 一つは、実際の事業の内容として、沖縄と北陸が集中的に、今年度だけではなくて、対象として重点が置かれているように感じのですが、これは何か理由があるのかということと、もう一つは、実際の審査結果の部分になります、その事業経費の配分及び精算内訳についてというところで、審査員さんの評価が案外辛いと思っております、これはどういう意見が出ていたのかという、その2点をわかる範囲で教えていただきたいのですが。	すみません、沖縄ですか。
はい。セミナー・シンポジウム開催実績を見ていくと、東京以外は沖縄と北陸に絞って	今回とられた農林水産・食品産業技術振興協会ですけれども、今、別事業を実施す

みが行われているんですよね。	るにあたり、ほかの地域は地域ごとの事業実施窓口がございますが、一方、沖縄と北陸は、地域の事業実施窓口に加え、実際この協会が出張っていついたりするところがございます。そういう意味で、沖縄と北陸が多くなっているところです。
2つ目の質問についてですが、実際の審査のときにどういう意見が出ていたのか教えていただけますでしょうか。	私もその場におりまして審査を聞いていたところですが、今回、事業計画のところがポイントが高いです。例えば、事業の趣旨、遂行能力、あるいは計画とか実施体制について、経費の配分、あとワーク・ライフ・バランスというふうな、大きく分けて6項目のところです。具体的には、技術の展示・実演会の開催内容は効果的なものかというのを見ていただきますと、●●、●●、●●の3名は少し高めになっているところです。一方、●●は、●●が高いポイントになっているところがございます。
●●というのは保険会社の方のようですが、どういう理由で審査委員のメンバーに入っておられるのでしょうか。	私ども、いろいろな方に審査委員をしていただくことを考えてございまして、そういう意味で、今回、こちらの事業は農林水産業の新しい取組を異分野からも取り入れて農業者の方につなげていくというふうな取組ですので、例えば保険会社であったりと、なるべく農業に関わっている方ではないようなところからお願いしているところがございます。
今回2者の方が参加されましたけれども、●●のほうからは提案の金額はいくらだったのでしょうか。	同額です。1,500万円という金額をこちらからお示しして、その中でやっていただきます。
同じということですね。そうすると、点数だけでの比較になるわけですね。 わかりました。ありがとうございました。	
物役・随148 平成30年度原発事故からの復興のための放射性物質対策に関する実証研究委託事業	
これは3年計画で役所のほうとしては考えておられるわけですね。復興を急ぎたいというのはよくわかるんですけども、確か	一応、ニーズのあるところといいますか、こういった研究をするという話につきましては、県のほうと相談させていただきまし

にこれだけのボリュームの仕事をお願いする先というのは、素人が見ても限られてくるような気がします。もう少し、初年度はこの程度かなとか、そういう検討はされなかったのでしょうか。最後の意見で、もう少し期間に余裕がある提案方式というんですかね、この9月初めに研究課題の概要予告とか、これはちょっと悠長すぎると思いますけれども、3年というスパンで考えておられるならば、もう少し応募の要領というんですかね、絞ってもよかったのかなという印象を受けました。また、先ほどもメルマガについて言ったのですが、このメルマガの存在すら知らない人がいるのかなと思って、その辺どういう宣伝というんですかね、登録してくださいというような働きかけをやっているのかなと、その2点お聞きしたいです。	て、こういう問題があるから、こういう研究を委託しようというのは、県と調整をさせていただいています。その部分については、県のほうでどういったところに技術を持っていращやる研究機関があるかというのは、県のほうで把握されているところではあるので、そこは県のほうで周知どうか、声かけというものはしていただいているのかなと思っているところではあります。
	メールマガジンの周知につきましては、広く周知するということになりますが、例えば契約担当部署にこのメールマガジンを配信しているといったことを広告としての、お知らせを張ったり、ほかには農水省のホームページにおいてメールマガジンの登録を促すような形で掲載し、幅広く業者さんに周知をするという手法が主になっております。
今のお話ともちょっと重なるのですが、これは応札しなかった理由に業務が多岐にわたるために必要な人員を確保できないというのがあるわけですが、実際、概要のところに書いているのは、主に水田のあれですよね、カリウム施肥の適正というのを試験するということだと思のですが、現実には9項目をまとめて出されているわけですよね。この9項目をまとめる必要があるんだろうかという気がしました。1番目、果樹で、2番、3番は主に水田利用の方法なんですかね。花があって、その6、7、8、9は水産なんですよ。確かにこれ一挙に、ばんって出してこれでやってと言われると、範囲	この課題、セットさせていただく段階で、県とも相談させていただいたところですが、この課題、問題、被災地の課題について解決するために、いろんな技術を導入してください、先端技術をいろいろやってみてくださいというところではあるんですね。なので、それら複数の技術を組み合わせ、それらの相乗効果によって課題を解決するということも含めて考えていただくということです。 また、グループ、コンソーシアムで研究してくださいということでございますので、技術については持っていращやる方は誰でもというか、みんな全部が全部そこ

が広がって、しかも全部専門性が求められると、やはり応札できるところというのは、ものすごく限られてくるというのは見えているわけで、それこそ水田のカリ施肥だったらカリ施肥で、ぼんと単独で切り出して応札かければ、もっと出てくるんじゃないかなという気もするのですが、この9つをまとめるのであればならなかった理由というのは何なのでしょう。もう一つ、改善策の中で大学と生産者のみの応募を認めることは現時点では難しいというふうになっていますが、現実、私も現地に行っていて、大学は大学の予算も使いながらですけども、生産者の方と組んでいろいろやっていたらいいところはいっぱいありますよね。そういうものやっぱり、何で難しいのかというのが、よくわからないので、その2点教えてください。	の大学なり研究所なりで受け持っていていただく必要はないので、シーズを持っていたらいい方を集めていただくというのが代表機関に求められているところなのかなというふうに考えております。 それから、また、大学と研究者のみではだめなのかという部分でございますけれども、これにつきましては、やはり普及の部分がどうしても弱いんです。この大学さん、あるいは研究者さんの技術のシーズの部分だけで研究を進めてしまわれる部分もどうしても出てくるので、その後の被災地への普及、社会実装という部分を見据えた上での研究を進めてほしいというのが本事業の中でお願いをさせていただいているところではあります。
何か研究成果みたいところで終わってしまうということでしょうか。	研究成果としてでき上がりました、きれいなものができました、でも、現場は使えませんというのだと意味がないということになります。
それはそうですね。いや、でもせめて6、7、8、9と1、2、3、4、5はちょっと相乗効果、あまり期待できないような気がするのですが、その辺いかかでしょうか。	これは公募研究課題一覧という形で、1、2、3、4、5、6、7、8、9、それぞれ別個に公募させていただいておりまして、今回抽出していただいたのは2番の原発事故からの復興のための放射性物質のための実証研究という部分でございます。
じゃ、今回のカリ施肥には、1、3、4、5、6、7、8、9の案件は関係ないということでしょうか。	いくつか重複もありますが、それぞれみんな別のところが落札しております。
今回の案件も一応契約限度額みたいなのを提示して、それで提案を受けたのでしょうか。	はい。公示の段階で額についてお示しさせていただいているところです。
予算額としては1億2,000万になっていますが、これは1億2,000万で提示したわけではないんですよね。	1億2,000万の予算ではありましたが、結果、このコンソーシアムからの推算で出てきた額がこの1億1,800万の部分でございます。
こちらからは1億2,000万まではいいですよと言ったのでしょうか。	企画競争の場合契約案件ごとに契約限度額を示した上で、その範囲内でこの事業を

	行いたい者は提案してくださいという仕組みになります。ですので、それを下回る場合も当然ながらあります。
物役・競201 平成30年度農業経営改善支援 全国委託事業	
もう1者というのが●●だったというのがすごくびっくりしたのですが、入札価格は●●のほうが高いが、実際にその技術点で大きな差がついて、法人協会に落札したという形になっているわけですが、どの辺が一番、●●は欠けていたのか教えてください。	確かに、●●のほうは入札価格としては低いですが、技術的な点数、評価委員会、委員の評価が低かったということでもあります。 その内容は、実は専門家の研修というのは、我々は今回初めてこういうことをやり始める、参考として、中小企業庁がやっているようなよろず支援拠点とか、小規模事業者支援事業をやっております商工会とか商工会議所がやっているような事業を、1年間かけて勉強させていただきました。 その中で一番重要なことは、やはりこの専門家の方々が農業分野についてやはり見識を持っていたかかないとさっぱりわからない、使いものにならないという、こういうことになっていきますので、その研修は必須だろうと思っております。 片や、今我が国の中でそういう専門家、例えばバンカーの方々に農業の特性なりの資格制度がございます。これは農業経営アドバイザーというものがあって、その資格を受けると、通常、バンカーであっても、誰でも受けられるんですが、基本的に公庫の職員とか地銀の職員とかが受けておりますが、こういった方が融資の際に当たって、融資だけではなくて農業関係の側面をしっかりと理解するというをやっておって、これを基本的に研修とか教材をつくっているのが●●という組織がつくっております。 実は、法人協会のほうからご提案あったのは、この●●にしっかりと教材をつくってってもらう。それから、研修をやっていただくということになりますので、端的に申し上げれば、農業経営アドバイザーと

	同等のレベルの研修をこの事業を通じて実施ができるということになりますので、そういった意味では、ある意味実績は非常に高いという評価をさせていただきました。 ●●のほうは、この点に関してはどこかの民間に委託しますというだけのご提案でしたから、我々としては重要な点について具体的にご提案ではなかったというふうに理解をさせていただいております。
採点の集計表の見方について教えてください。日本農業法人協会の採点ですが、配点というのは、これは、例えば必須項目、一番上ですとこれ5点満点ということなんですかね。下のほうの必須項目5、5の下が8、8、6と書いてあるんですけども、●●はここ（配点欄）の6のところ8点つけておられるんですけども、こういうことがあるのでしょうか。	このところは、基本的なものとして提示しておりまして、特に優秀だったということ、●●のほうから高めの配点をしたというふうな申し出があり、高めの点数をつけられたと記憶しております。 ※本件については、資料の集計表配点欄が誤植であったこと及び説明者は「他の採点者と比較し特に高い得点を付与した場合でもその得点を有効としている」ことを趣旨として説明したもので、配点を超えて採点することはないことを、委員会後に各委員に説明し了承された。
●●とか●●が0点をつけている項目があるのですが、このまとめのディスカッションのページのところで、絶対的確認事項の②なんですけれども、任意項目で他の委員と大きく異なる採点を行った委員の判断の理由で、該当なしとなっているんですけども、これ、0のほかは5点をつけているような項目があると思うんですけども、こういう場合でも該当なしなのでしょうか。	ここら辺も段階性にしておりまして、1点、2点という刻みではなくて、0点、3点、5点とかという形で基準をつくっているんですけども、その段階が大きくずれていなかったものですから、異議なしというふうな形で判断させていただきました。
でも、8点満点で0点と5点って違うような気がするんですけども、それはずれていないという判断になるのでしょうか。	配点基準上、2段階以上のずれではなかったため、大きく異なる採点ではないと考えました。
物役・随145 平成30年度及び平成31年度中国・北京国際園芸博覧会政府出展委託事業	
4者説明会に来られたそうですが、結局提案は1者ということで、ほかの3者というのはどういう会社の方が来られたのでしょうか。	中国での北京国際園芸博覧会につきましては、国土交通省が日本庭園の屋外、農林水産省が屋内展示を担当しています。3者のうちの1者というのは国土交通省からの

	発注を受けている●●が当日説明会に参加しており、言ってみれば一応関係者ということで、ヒアリングをしております。 もう1者は、住宅メーカーで、ヒアリングにより回答は得られています。 もう1者は、今回委託をしたJTBコミュニケーションデザインが当初から再委託先として予定をしていた業者ということもあり、ヒアリングによる回答は得られませんでした。
今おっしゃったのは2者でしたね。4者なので、あともう2者はどちらでしょうか。	今回委託をしたJTBコミュニケーションデザイン、●●、住宅メーカーの●●と、JTBコミュニケーションデザインが再委託先として予定していた業者の4者となります。
再委託をもう最初から決めていた業者とは。	JTBコミュニケーションデザインが再委託先として最初から決めていた業者と一緒に説明会に来られたということです。
採点表を拝見していて、割とこの輸出振興関係の事業ってJTBグループがかなりいろいろとやっていらっしゃるって、それだけJTBが優秀だということでもあるかもしれないんですけども、この委員さんの評価の中で、輸出拡大につながる取り組みが含まれているかというところではみんな評価点が辛いですよね。これは事業目的が輸出振興なはずですけども、これは輸出振興につながらないという判断を委員の人たちがしているということになるわけで、それを最終的には事業採択されているわけですが、どういうふうに結論づけられたのか、その経緯がわかっていたらぜひ教えていただきたいです。	確かに平均的には3点という点数になっていますが、点数の考え方につきましては、企画審査委員会の中で十分検討した結果となっています。輸出振興がなされるよう委託先である国がしっかりとグリップを握って、輸出額を上げることを目的とする博覧会であることを整理しています。
先ほどのご質問にちょっと関連するのですが、このJTB以外に日本に●●とか、あるいは●●とか、そういう大手の旅行業者がいて、やっぱり中国市場にも広いと思うんですけども、そういうところがこの3億7,000万もするような事業に全然参加してこないという、その辺って何か想像というか分析という意味で、何かこういうことが原因か	同社は、イベント事業からコンサル的な事業も含め色々な事業に応募がございます。その中で旅行代理店業務のようなものは、グループ会社のJTBに再委託するという形態をとっている場合があります。今回も恐らく外国に行く実際のチケットの手配ですとか、人の動かし方というのは得意分野であるJTBが担当しているものと思

なというのは何かおわかりになりますか。	います。 実際、そのほかの旅行代理店のような企業がこういった事業に対する応募実績として、数は多くないですがあり、●●がほかの事業で応札していたりということもあります。ただ、その場合でも、旅行手配という部分には非常にたけてはいるんですけども、イベントの実績を積み重ねてきている会社、子会社も含め、そういった部分にそれほど各会社、力を入れていないのではないかと推測されます。JTBはグループ会社がたくさんございまして、特にこのコミュニケーションデザインは今申し上げたとおり各種イベントを総合的に運営できる能力があるというのはこれまでの実績でございますので、単純に出張の手伝いですとか、人の移動の手伝いというよりは、レベルが高いものと評価されていると受け止めています。
物役・競164 平成30年度植物品種等海外流出防止総合対策委託事業（東アジア植物品種保護フォーラムの運営）	
これは過去3年の入札契約状況をずっと出ていますけれども、これはここの農林水産・食品産業技術振興協会が落札している形になっているということですね。専門性が高いし継続が必要な事業なんだろうなというのは理解できるので、質問ではありませんが。	
28年からやっている事業で、大事な事業だと思うんですけども、例えば29年度応募して、説明会とかに来られて、結局入札されなかった人とかに、平成30年も予算がとれればやる予定ですからとか、そういう告知というのはやってはいけないものなのかどうか、30年もやる予定、予算がとれればやる予定ということを書いてはいけないのか、言えるのだとしたら言ったほうがいいのかと思います。アンケート等で、準備期間が短いとかいろいろ言っている業者がおられるので、同じことを来年度も続けて農林水産省としては	ありがとうございます。準備期間についてのお話だと思います。改善策の中では、今その公示期間を現在より長くするというようなことを確保することによって、十分な準備時間を用意できるようにしたいということで、そのように対応したいと考えてございます。

やっていくつもりですと。もちろんちゃんと予算措置がついて、正式な公示とかはしかるべき時期にやるけれども、人員がほかの仕事に行ってできないとか、いろいろ業者の方がいろいろ理由を言っておられるもので、もしそういう準備ができるんだったら、もう少し多くの人が応募するかなと思ったものです。	
だから、正式な公示はできないと思うんですよ。要はこの事業というのは継続で、来年もやる可能性が高いんですよと、そういうことを言えないものなのかなと思ひまして。	申しわけありません。お答えします。 予算要求の段階で次年度の事業を公表してございますので、そういうものを既にオープンにしておりますけれども、そういったものを見れば同様なものが行われるということは判断できると思いますので、そういったものを引き続きオープンにしていきたいと思っています。
そういうことですか。わかりました。	
物役・競199 平成30年度国産農産物消費拡大委託事業（食と農林漁業の祭典イベント運営業務）	
入札に当たって仕様書を書く際、仕様書の書き方はいろいろ内規とかに基づいて書いておられると思うのですが、この過去の成果物の閲覧を可能というのを必須項目にすればいいのかなと思いますが、いかかでしょうか。	公示の際に事業のお問い合わせ先については当課の記載をして公示しておりましたが、ご指摘を踏まえて公示期間中は来た方に閲覧ということで改善していく方向です。
なかなか即答は難しいと思いますが、要はマインドの感じで、聞いてくれればもちろん閲覧できますよとか、教えますよと、もちろんそれでいいんですけども、書いておけばもっとわかるかなと思ったものですから。	そのように検討していきたいと思ひます。
これは7年目のイベントで、過去3年間ずっと電通か電通ライブという形で、電通関連会社がとっているわけですけども、ここ7年、その前も含めてずっと一者応札なのかどうなのか、ご存じでしたらぜひ教えていただきたいのですが。	過去3カ年につきまして、29年度については2者の応札がございました。
その前はなんなんですかね、ご存じないでしょうか。	申しわけございません。資料のとおりです。
来年度、補助事業の見直しの方向とあるん	今は委託事業でやっているのですが、で

ですけれども、これはどういうことなのでしょう。見直しというのは、なくなるということなのでしょう。	できればこういうイベント的なものは団体等の自主的な活動に持っていったほうがいいなというふうに我々は考えておりました。
もう補助はやめようということでしょうか。	今は委託ということで事業実施主体が国です。補助事業にすることで、事業実施主体が民間等に変りますので、そこでまずは民間の自主的な取組という方向に持っていききたいなというふうに考えております。
ちょっと皆さんとは意見が違いますが、業者そのものの何か自助努力が足りないんじゃないかなと思って、役所からのいろいろなメール等でもって、あまりにも過保護状態でもって、本当はこれだけの値段のものを欲しいんだったら自分のほうからとりに来いというのは、私なんかは民間の企業にいたものだから思うんですけれども、それが意見ですね。	
物役・競221 平成30年度国産農産物消費拡大委託事業（国産農林水産物の消費拡大に向けた優良産品表彰事業）	
1つ教えてください。 この事業で予定価格が6,000万規模なんですけれども、この一者応札となった原因の中で、業務コストに見合うメリットがないという、この発言って、6,000万じゃやっていられませんということですよ。実際にJTBが5,000万以内で落札しているので、実際これは事業として6,000万規模って無理があると考えているのかどうなのかというところが1点と、あと、これはフード・アクション・アワード、お話しいただいたように、10年前からずっとやっていらっしゃって、私は継続みたいなものだと思うんですけれども、過去3年の入札契約状況の記載がなかったので、この過去3年の入札契約状況についてもちょっとお話しいただければと思います。	まず最初に、過去3年間の事業なんですけれども、今回は新規になっているのですが、昨年29年度は今回のアワードと事務局を一緒に合体させて事業をしていました。それも去年は一者応札でした。
それはどちらでしょうか。	JTBでした。28年については、そのアワードと事務局を分けてやっていまして、それについては二者応札がありました。事務局は一者応札ということでした。

その事務局はどちらですか。	28年の事務局は、電通でした。 6,000万という、その事業費の中でできるかどうかなんです、それは、私どもはできると思っています。
ちなみに、差し支えなければ、業務コストに見合うメリットがないと言った会社ってどこなのでしょう。	●●でした。●●も、おそらく昔からやっていて額が下がってきたというところもあるのかもしれませんが。
この優良産品表彰事業、過去からやっておられるということなんですけれども、優良産品の表彰は確かにいろんな業者でできるかなと思うのですが、この表彰産品の販売支援、これを行うという、それなりの力がないと無理かなという印象を受けました。●●とかもイベントは得意だと思うんですけれども、販売支援となると、商社的というんですかね、そういう能力がないと難しいと思うんですけれども、そういう人たちというのは手を挙げないものなのでしょうか。	販売支援といいましても、審査委員企業が、そこに大手流通業者、●●とか、あとは●●とか、10者入っていますので、その方が自主的に販売してくれるというところがあって、それにプラス支援していくという形なので、そこは大丈夫だと思っています。
物役・随60 平成30年度牛肉トレーサビリティ業務委託事業（DNA鑑定照合用サンプル採取）	
質問というより感想というか意見であれなんですけれども、農水省としてもいろいろこの格付協会の一者はいかがなものかということでご努力されている途中経過という感じですかね。わかりました。 やっぱりいろいろ特殊なところですから、確かにいろんな人が出入りするの嫌がるでしょうし、技術的に何かもう少しコストダウンできるようなのが開発されれば、また違ってくるのかなと思いますけれども、やはり一者でいつもやっているというよりは、やっぱり役所としてはほかに参入を促しているというところが、格付協会にも刺激になるんじゃないのかなと思いますので、今後も努力していただければと思います。	
意見ですけれども、業者に対するそもそもの法的な規制があり過ぎるんじゃないのかなというのが、ちょっと見ていて思います。それが結局、何か特定の企業に行ってしまう	

そもその原因じゃないのかなと。やはりその辺の規制をもうちょっと緩和して入りやすく、能力の問題ではなさそうな気がするんですね。努力をすれば、あるいは改善をしていけばできる内容のものを法的な規制でもって何か縛っている。そうすると、入札できる人とできない人が始めからもう限られていくというような、何かそういう感じがしてならないので、それが私の感想です。	
物役・随125 平成30年度水産防疫対策委託事業（養殖衛生管理技術者の養成）	
不落随意契約ということで、しかも1者で公益社団ということで選ばせていただいたんですけれども、内容的にはやはり専門性が高いのでやりようがないのかなというふうに思いますが、少しだけ。 過去3カ年の入札契約状況を見てもずっと、契約相手はずっと日本水産資源保護協会、このときもずっと1者応札という、もうほとんどこの協会の仕事になっているという感じになっちゃっているなと思うんですけれども、不落のときと一般競争、通常のとときとありますけれども、これは結局1者で出されてきた見積金額との兼ね合いで不落になったり、普通の一般競争になったりと。今年はそれで不落になりましたという、そういう感じですかね。ありがとうございます。	
養殖衛生管理技術者の養成で、同じような内容だと思うんですけれども、この金額、予定価格が違うというのは、これボリュームが違うとか、そういうことなのでしょう。今年はすごく少ない、少額なんですけれども、これどういう違いがあるのでしょうか。	これは主に予算に基づいてできるだけ簡素な形で予定価格を積んでいるところです。
今年は内容を簡素化しているということなのでしょう。	特別コースと専門コースがあり、特別コースに関して、例えば、全員で行う内容を1人が代表して行い、あとの方は見ていただくとか、会場についても、農水省の会議室を提供するとかいう形で、内容の簡素化に努めています。